

## 今般の税制改革法案（消費税関係部分）の概要

### 1. 趣旨

社会保障の安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指す観点から消費税の使途の明確化（現行の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大）及び税率の引上げ等を行うため、消費税法、所得税法等の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるもの。

### 2. 消費税法の一部改正

#### (1) 平成26年4月1日施行(第2条)

- ・ 消費税率を4%から6.3%に引上げ(地方消費税1.7%と合わせて8%)
- ・ 消費税の使途の明確化
- ・ 課税の適正化

#### (2) 平成27年10月1日施行(第3条)

- ・ 消費税率6.3%から7.8%に引上げ(地方消費税2.2%と合わせて10%)

### 3. 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第7条）

政府は、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

→これらの諸施策に関する措置の一つとして、医療機関等の消費税の負担に関する規定が置かれている。

## (参考) 消費税の概要

### (1) 消費税の導入・引上げ

#### ①我が国における消費税の位置づけ

消費税は、消費一般に広く課税する間接税

(経緯)

平成元年4月1日 消費税導入(税率3%)

平成9年4月1日 消費税率の引上げ(税率3%→5%)

#### ②多段階課税の仕組み

製造、卸、小売りといった取引の各段階ごとに、各事業者の売上に課税する一方、課税の重複を回避するため、前段階で負担した税額を控除する多段階課税の仕組みが採用されている。

#### ③税収規模、割合、用途

- ・消費税の税収(国税+地方税)は約10兆円であり、全体の税収の約2~3割を占める。
- ・消費税の収入は基礎年金、老人医療、介護に充てられることとされている(平成11年度予算~)。

### (2) 基本的な仕組み

#### ①負担者、納税義務者

消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者

#### ②課税標準、免税事業者、仕入税額控除

- ・課税資産の譲渡等の対価の額が課税標準、つまり税額計算の基礎となる金額。
- ・前々年の課税売上高が1000万円以下の場合、納税義務が免除される(免税事業者)。
- ・事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除した金額を納付する。

# 社会保険診療に関する消費税の取扱い

## 1. 社会保険診療に関する消費税の取扱い

### (1) 非課税措置の考え方

消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引については、消費税は非課税取引とされている。社会保険診療報酬については、社会政策的な配慮から課税することが適当ではないため、非課税とされている。

### (2) 医療機関等における消費税

#### ①控除対象外消費税等負担額の発生

支払った消費税額のうち、課税売上割合分のみが控除対象となり、非課税売上に対応する支払消費税は控除されない。一般的に医療機関等の収入の多くは社会保険診療報酬（非課税）であることから、控除対象外消費税等負担額が発生しているとの問題が指摘されている。

#### ②法人税法、所得税法による控除対象外消費税等負担額の処理

控除対象外消費税額は法人税法、所得税法上、事業年度の金額の計算において損金の額又は必要経費に算入することができる。

## 2. 消費税非課税措置に対する診療報酬等における対応

### (1) 平成元年導入時における対応

#### ①診療報酬改定の基本的考え方

昭和62年の医療経済実態調査のデータを基に、医療機関等の支出全体から、薬剤費等の明らかに消費税が課税されるものと、人件費のように明らかに課税されないものを除いて措置すべき割合を推計し、改定率を計算。

#### ②改定を行った項目及び選定の考え方

社会保険診療報酬及び老人診療報酬については、消費税による影響が明らかであると考えられる代表的な診療報酬点数の改定を行った。老人保健施設療養費については、入所者基本施設療養費の改定を行った。

### (2) 平成9年引上げ時における対応

#### ①診療報酬改定の基本的考え方

平成7年の医療経済実態調査等のデータを基に、医療機関等の支出全体から、薬剤費等の明らかに消費税が課税されるものと、人件費のように明らかに課税されないものを除いて措置すべき割合を推計し、改定率を計算。

#### ②改定を行った項目及び選定の考え方

消費税負担が大きいと考えられる、例えば病院の入院における入院環境料等に代表させた。代表させる適当な点数がない無床診療所等の外来部門については、各種指導料により対応した。

検査については、検査実施料では改定項目が多数になること等から検査判断料により対応した。

医療経済実態調査による消費税課税コストの状況等を踏まえながら、病院、診療所等の機能や病床規模、診療科等のバランスに配慮した対応を図った。